

VI

重点地区の基準等については、今後更に議論を深める必要があります。

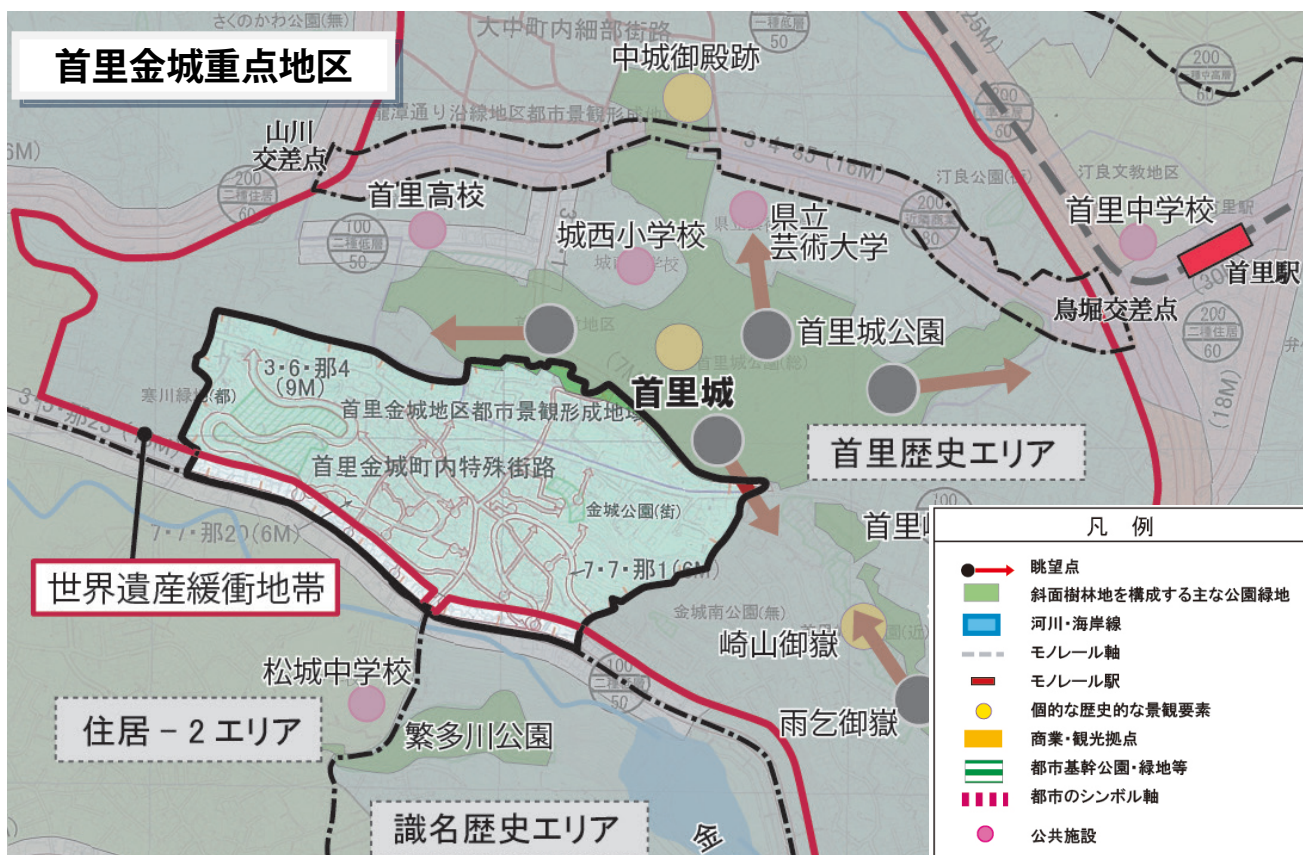
1. 首里金城重点地区

■エリア区分

首里金城は現在市の条例により都市景観形成地域に指定されています。それらの個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、重点的な景観整備エリア＝重点地区として区分します。



首里金城町内



＜景観整備の目標＞

・歴史的・伝統的集落景観の保全・育成を目指します。

＜全体方針＞

- ①首里金城町が有する集落景観の保全・育成を図ります。
- ②一体としてある御嶽・拝所・樋川などの歴史的・伝統的資源とそれを取り巻く緑などを保全・育成し、個性豊かな住宅地としての景観形成を図ります。
- ③石垣、石畳道、「スージグラー」の保全・修復・修景を図ります。

首里金城地区 都市景観形成地域



那覇市

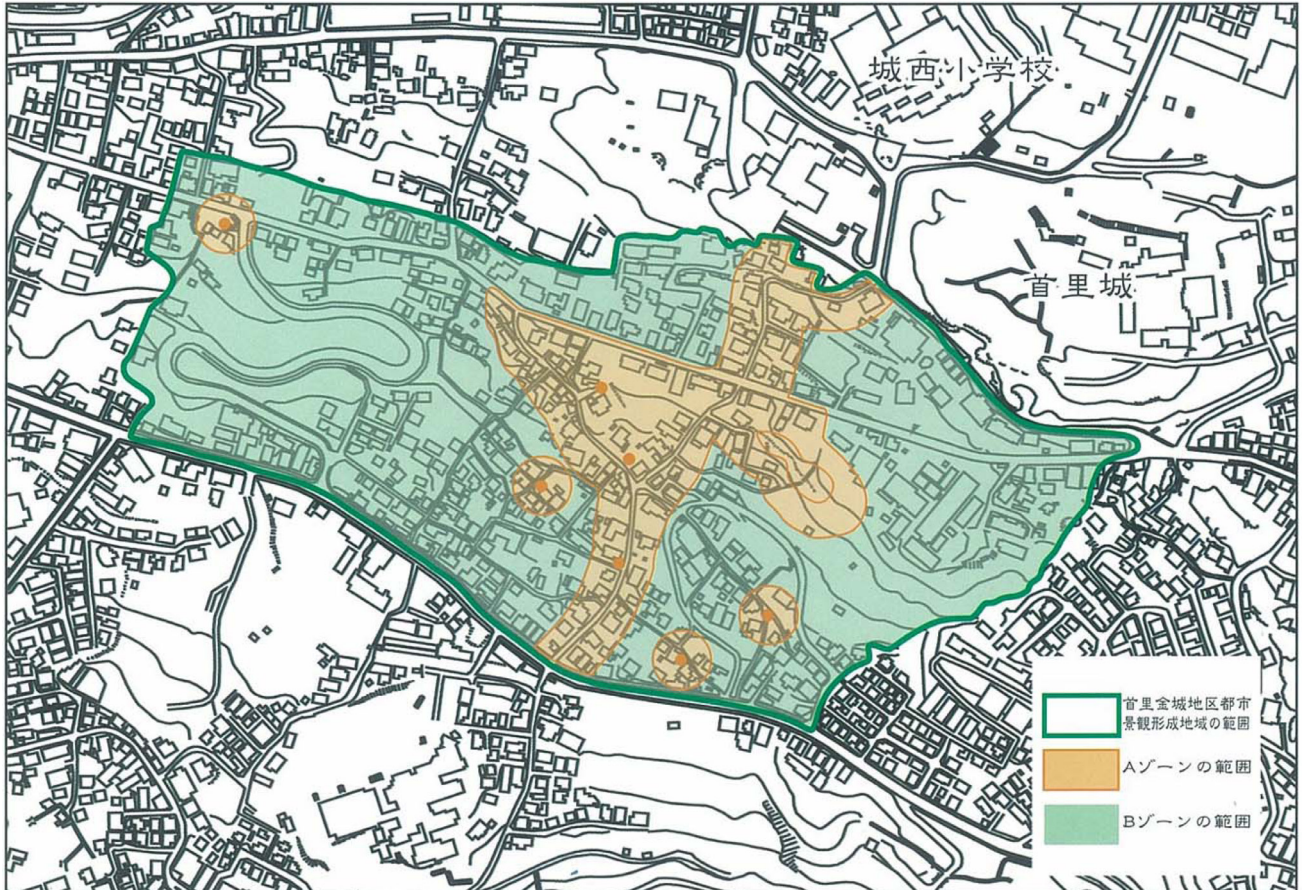


寒水川樋川



首里の士族屋敷のマージョー

首里金城地区都市景観形成地域の範囲



首里金城地区都市景観形成地域 景観形成基準

■建築物等

項 目	内 容
高 さ 制 限	●10メートル以下(軒高7メートル以下)
壁 面 後 退	●建築物等の外壁又はこれに代わる柱面は道路境界から2メートル以上後退するものとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、道路境界より2メートル以内の1階部分で床面積の合計が5平方メートルまではこれを認める。この場合、道路境界より外壁面までの距離は1メートル以上確保し、十分に修景的な配慮を行い、歴史的、伝統的景観との調和を図るものとする。
意 匠 ・ 形 態 (屋 根) (外 壁) (軒 裏) 等	●屋根は勾配屋根赤瓦(琉球瓦)葺き又はこれに準ずるものとする。ただし、道路より目視される範囲以外においては他の屋根形態とすることもできる。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、十分に修景的な配慮を行い、歴史的、伝統的景観と調和するものとする。特に屋根は可能な限り勾配屋根とする。 ●外壁、窓枠、軒裏等は原色等の不調和な色彩を用いず、歴史的、伝統的景観に留意し、これと調和するものとする。
建 築 設 備	●建築設備類は、できるだけ道路から見えない位置に設ける。また、赤瓦屋根寄棟造の形態(シルエット)をできるだけ維持できる収まりを考慮し、屋並みの連続性のある景観と調和するものとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、色彩やルーバーによる遮蔽等、修景に充分留意し、できるだけ目立たないものとする。
垣 ・ 柵	●道路沿いは、すべて石垣とする。 ●石垣の形態・構造等は次の通りとする。 ・原則として琉球石灰岩、二重垣、あいかた積又は野面積とする。 ・これによれない場合は、コンクリートブロック又はコンクリートウォール等の表面を石張りとし、外観は歴史的、伝統的な景観を維持することとする。 ・石垣の積み方、貼り方には、歴史的、伝統的景観を充分配慮し、それと調和するものとする。 ・石垣の高さは、道路側から見て最低1メートル50センチとする。また、水平道における谷側に石垣を設ける場合は、その高さは30センチ以上とする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、生垣、チニブ垣又は瓦濠噴壁等とし、高さは道路上から1メートル20センチ以上とする。又、道沿いの生垣は刈り込みを主とし、石垣・生垣の組み合わせや、外部から見えない処理であれば、生垣内にネットフェンス等の柵が設けられても良い。なお、コンクリートブロックウォール等の前面に壁を意図させない生垣を造成するのも良いが、壁にイタビカズラ等をからませるだけの垣・柵は認められない。
門 ・ 門 扉	●道路への開口部は1カ所とし、開口部幅は2メートル前後でまとめ、最大幅は2メートル70センチまでとする。 ●門は、ヒンプン、木門、屋根門あるいはこれに準ずるものとする。 ●車庫等の用に供するために、前記以外の門型に門扉を設ける場合は、道路から目視される範囲内においては十分に修景的な配慮を行い、石垣の連続する線から一定の後退又は石垣の背後に配する。 ●門扉の素材、形態、色彩等については落ちついたものとし、歴史的、伝統的景観に充分配慮し、調和するものとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、開口部は2カ所までとし、その合計幅は3メートル60センチまでとする。また、商店の場合もできるだけ開口部の幅を狭め石垣並の連続性を確保する。なお、門、門扉は、歴史的、伝統的景観を充分配慮し周辺と調和するものとする。
共 同 井 戸	●共同井戸は、全て保全し活性化を図り、素材は琉球石灰岩を基準としたもので、できるだけ自然素材とする。また、原色等の不調和な色彩を用いず、周辺一体と調和した歴史的景観を醸成するスポット空間とする。
拝 所 ・ 御 獄	●拝所・御獄はその「らしさ」を充分配慮したものとする。 ●御獄の森は、これを保全する。
石 敢 当	●石敢当は、一種のサイン類とみなす。 ●石敢当の形状、色彩、素材等全て歴史的、伝統的なものとし、周辺の景観に充分調和するものとする。
シ ー サ ー	●屋根の上にシーサーを配することは、景観上、優れているとみなすことができるので、配することが望ましい。 ●その他にシーサーを配する時は、周辺の景観に調和する配しかたとする。
そ の 他 工 作 物 (記 念 塔) (物 見 塔) (鉄 柱) (鉄 塔) (電 波 塔) 等	●工作物のうち、記念塔、物見塔、鉄柱、鉄塔、電波塔等一定の高さを擁するものは設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、高さが3メートル以下で歴史的景観を妨げず、かつ、生活基盤の上から必要とされるものの場合に限りこれを認め、その位置、形態、色彩等に充分配慮し歴史的、伝統的景観に調和するものとする。
屋 外 広 告 看板 自動販売機類	●建築物の敷地内に設置することができる広告物は、自己の事業所において、自己の事業に関して表示する広告物又はこれを掲出する物件で、かつ、これらの形状、色彩等自己の表示の方法が歴史的、伝統的景観を損なわないもので次の内容によるものとする。 ・広告塔、立看板その他これらに類するものは、高さ2メートル以下で、2カ所までの設置とし、表示面積の合計は、2平方メートル以下とする。 ・原色等の不調和な色彩又は装飾あるいは人工的な素材等によって、歴史的、伝統的景観を損なわないものとする。 ●自動販売機類は道路から目視される位置には設置しない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、建築物等と一体となった計画とし、その位置、形態、色彩等に充分配慮し、歴史的、伝統的景観に調和するものとする。

■街路及び街路上施設

項 目	内 容
街 〔 舗 装 〕 〔 側 溝 〕	●石畳の保全、修復、再生を図る。 ●素材は石造（琉球石灰岩小だたき仕上げ）とする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、石造を模したものとす。
側 溝 蓋 マンホール蓋	●石畳道には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、石造を模したものの、あるいは、鉄蓋で、蓋の形状が当該地に充分調和するよう考慮されたものとする。
街 路 樹	●植栽樹種は、歴史的、伝統的風土を考慮するとともに、周辺樹林との調和が得られるものとする。
ス ト リ ー ト フ ァ ニ チ ャ ー	●路上にはベンチ、灰皿、くずかご、水のみ、公衆電話ボックスその他これに類するファニチャー類（公共的機能を有するサイン、車止め、街路灯等を除く。）は、一切設置しない。
車 止 め	●車止め（単柱）の素材は、石製、木製又はそれらを模したものとす。形態は簡潔なものとし、位置、デザインを配慮のうえ周囲の景観になじむものとし、統一的なデザインとする。
街 路 灯	●街路灯は石垣と一体化させる。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、形態は簡潔なもので、デザインに配慮し高さを統一して周囲の景観になじむものとする。色彩は無彩色又は茶系統とし落ちついた明彩度とする。
サ イ ン 類	●標識・公共的案内板等のサイン類は、必要以上に設置しない。 ●形態は矩形とし、統一を図る。文字の書体も統一する。設置する高さはその主要視点場の地盤高より2メートル以下とする。サイン類の地色は無彩色又は茶系統の落ち着いた色とし、図色はそれに調和するものとする。
防 護 柵 手 す り 等	●石畳道には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、景観に調和するものとする。
電 柱	●電柱は設置しない。ただし、設置せざるを得ない場合は石垣等の背面など目立たない位置とすること。 ●色彩は周辺に調和する落ちついた色とし、美装柱等の活用を図る。
配 電 盤 変 圧 器	●道路路上には設けない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、周辺に調和する位置に設けるものとする。
電 柱 付 属 物	●公共性の強い必要物以外の一切の広告物は、付加できない。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、デザインに配慮されたものとする。

■その他 敷地の緑化・木竹の伐採・土地の形質変更・土石類の採取

項 目	内 容
敷 地 の 緑 化	●敷地内の景観木は、保全する。新築、増改築等でその場で保全できない場合は、移植等の対策を講ずること。 ●宅地内にあつては、緑被率15パーセント以上を確保すること。 ●道路境界線建築物等が後退することにより生じる空地には、中高木、生垣、花木等による修景緑化を積極的に図り、緑化樹種は、歴史的、伝統的風土を考慮すると共に周辺樹木との調和が得られるものとする。
木 竹 の 伐 採 土 石 類 の 採 取	●木竹の伐採や土石類の採取によって、歴史的、伝統的景観の維持に基だしい支障を及ぼさないよう留意する。特に、斜面樹木は保全する。
土 地 の 形 質 変 更 〔 擁 壁 〕 〔 法 面 〕	●宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更については、適切な植栽を伴うものであること等により、行為後の地貌が周辺地域の景観と著しく不調和にならないものとする。 ●主要街路、主要眺望点から目視される箇所における擁壁の表面素材は、石又はそれを模したものとす。 ●擁壁を伴わない法面が造成される場合、その造成勾配は可能な限り緩やかにし、修景緑化を積極的に図ることとする。 Bゾーンにおいてこれによれない場合は、擁壁の修景として擁壁の前面に植栽等による全面緑化あるいは修景緑化を行うこと。

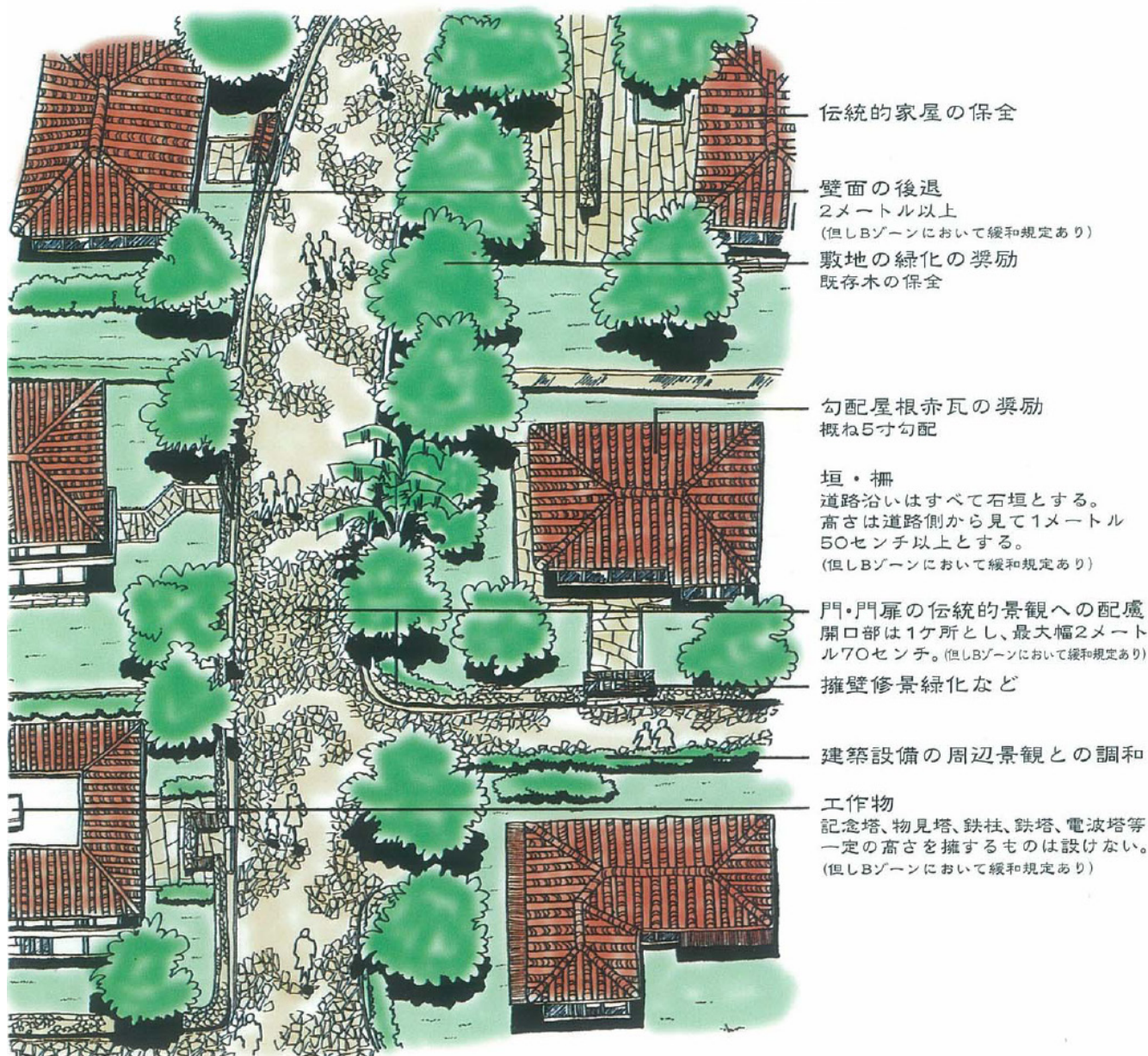


共同井戸等の保全・活性化

サイン類の誘導・規制

広告塔・立看板等：高さ2メートル以下、2ヶ所まで、2平方メートル以下。
原色等の不調和な色彩又は装飾、人工的な素材等で、歴史的、伝統的景観を損なわない。

サイン類：形態は矩形とし、統一を図る。文字の書体の統一。
地色は無彩色又は茶系統。



伝統的家屋の保全

壁面の後退
2メートル以上
(但しBゾーンにおいて緩和規定あり)

敷地の緑化の奨励
既存木の保全

勾配屋根赤瓦の奨励
概ね5寸勾配

垣・柵
道路沿いはすべて石垣とする。
高さは道路側から見て1メートル
50センチ以上とする。
(但しBゾーンにおいて緩和規定あり)

門・門扉の伝統的景観への配慮
開口部は1ヶ所とし、最大幅2メートル
70センチ。(但しBゾーンにおいて緩和規定あり)

擁壁修景緑化など

建築設備の周辺景観との調和

工作物
記念塔、物見塔、鉄柱、鉄塔、電波塔等
一定の高さを擁するものは設けない。
(但しBゾーンにおいて緩和規定あり)



新垣ヌカー



寒川線沿いの住宅



首里金城地区の住宅



2. 龍潭通り重点地区

■エリア区分

龍潭通り沿線は現在市の条例により都市景観形成地域に指定されています。それらの個性ある景観地域を景観形成の核と位置づけ、重点的な景観整備エリア＝重点地区として区分します。



龍潭通り



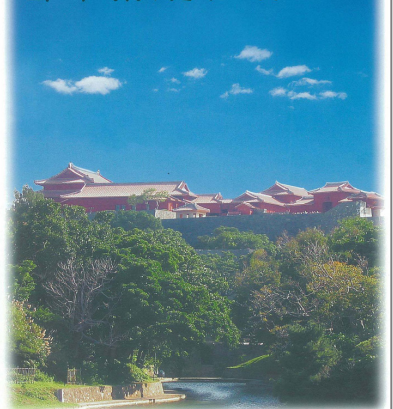
＜景観整備の目標＞

- ・城下の沿道景観の形成を目指します。

＜全体方針＞

- ①歴史的・伝統的な通りとして沿道の街並みを再構成することで、「首里城下の沿道景観」の形成を図ります。
- ②一体としてある御嶽・拝所・樋川などの歴史的・伝統的資源と、それを取り巻く緑などを保全・育成し、個性豊かな景観形成を図ります。

龍潭通り沿線地区 都市景観形成地域



那覇市

龍潭通り沿線地区都市景観形成地域 景観形成基準

■私的空間

項 目		景 観 形 成 基 準
敷 地 境 界	囲障の設置／位置	石垣による囲障を設けることが望ましい。囲障位置は道路境界より後退させ、その幅は建築物壁面の最小後退幅に準ずる。(0.9m後退) これによれない場合は、0.45m以上かつ敷地奥行き距離の1割以上後退させ歴史的景観に調和する。
	囲障の形態／構造	伝統的な琉球石灰岩石積による石垣、又は同様の景観を有する石貼りで、高さ1.2m程度とする。 生垣の場合は、風土樹種の刈り込み、竹垣はチニブ垣とする。
	囲 障 の 開 口 部	道路に面した囲障の開口部の幅は、1カ所あたり3m以内に抑えるよう努める。
	門 ・ 門 扉	門・門扉を設ける場合は、ヒンプン、ヤージョウ、木門などの伝統的な形態を活用することが望ましい。シャッターを設ける場合は、落ち着いた意匠とし壁面の背後に配置するなど道から直接見えにくいよう努める。
建 築 物	壁 面 位 置 (最 小 後 退 幅)	道路境界から建築物の外壁、又はこれに代わる柱面を0.9m(半間)以上後退して、両端空間や緑化空間を確保する。これによれない場合は、0.45m以上かつ敷地奥行き距離の1割以上後退させ歴史的景観に調和する。
	建 物 高 さ	建物高さは軒高12m以下とし、絶対高さ15m以下とする。ただし、龍潭に面する区間は絶対高さ10m以下とする。
	屋 根 ・ 軒	赤瓦勾配(概ね5寸勾配)屋根とする。前面道路に対して軒を出すことが望ましい。寄棟が望ましいが、切り妻形式の場合は平入りとして軒を見せるように努める。 赤瓦は、本瓦、又はS瓦、断熱瓦葺きとする。
	外 壁 意 匠	建物が直接道路に面する場合、石等の自然素材を用いて歴史性のある意匠とすることが望ましい。
	外 壁 色 彩	基調をなす部分には、金属系の素材やけげばしい色を用いず、ページュ、アイボリー系等の淡色として歴史的景観に調和する。
	庇	道路側1階部分に、赤瓦の庇を設けることが望ましい。軒裏の意匠も歴史性に調和するよう十分配慮する。
	用 途	道路の面する1階は、商業・業務利用が望ましい。ただし過剰な装飾性を有する施設類(パチンコ店等)は制限する。
付 属 物 ・ 設 備 等	車 庫 ／ 物 置 等	道路に面した車庫・駐車場の開口部の幅は、3m以内に抑えるよう努め、むき出しにならないよう配置や修景に配慮する。シャッター等は囲障の背後に配すなど道路に直接面しないものとする。物置等も街路景観を阻害しないよう位置形態に配慮し、色彩はページュ、アイボリー系等の淡色として歴史的景観に調和する。
	建 築 付 帯 設 備 ／ 構 造 物 等	水タンクや室外機等は、できるだけ道路から見えない位置に設ける。また屋根上に配する場合は、屋根の形態(シルエット)を維持できる収まりを考慮すると共に、遮蔽等修景に努め、色彩はページュ、アイボリー系等の淡色として歴史的景観に調和する。
	自 動 販 売 機 類	道路から広く目視される位置には、できるだけ設置しない。設置する場合は建築物等への一体的な組み入れや衝立てによる遮蔽など、位置、形態、色彩等に配慮し、歴史的景観を阻害しないよう努める。
	そ の 他	囲障のない場合、後退した建物の前面には可動物に限り設置可とする。(商品ワゴン、鉢物)。不要物は放置しない。ちり箱などの設置の際は位置や色彩、形態に配慮し、景観を阻害しないよう努める。

屋外広告物等	屋 外 広 告 物	設置する看板の数は、最小限として、素材・形態・色彩等は歴史的景観に配慮し工夫する。
	石 蔵 当	石蔵当を設ける場合は、素材・形態・色彩等などは歴史的伝統的なものとし、周辺の景観との調和に十分配慮する。
緑化	グリーンベルト	困障、又は建築物を後退した部分のうち少なくとも道路境界から 30cm の区間は裸地、又は透水性の舗装とし沖縄らしい草花や地被植物などを植栽する。植栽以外のものは置かない。
	敷 地 内 緑 化	敷地内の景観木は保全する。また建築物の後退した空間は、中高木、花木により積極的に緑化する。歴史的、風土的な樹種を主に、周辺との調和を図る。
造成等	木竹・土石の採取	斜面樹林は保全する。 木竹の伐採、土石類の採取により、歴史的伝統的景観の維持に、はなはだしい支障を及ぼさないよう留意する。
	土地形質の変更	宅地の造成等土地形質の変更については、適切な植栽を伴うこと等により、周辺地域の景観と著しく不調和にならないものとする。擁壁は単調さによる異質な景観を生み出さないよう配慮する。道路から視認される擁壁の表面は、石または石に類するものとして歴史的景観に調和する。法面が造成される場合は可能な限り緩勾配とし、緑化を図る。

壁面位置の道路は龍潭線計画道路境界を指す。

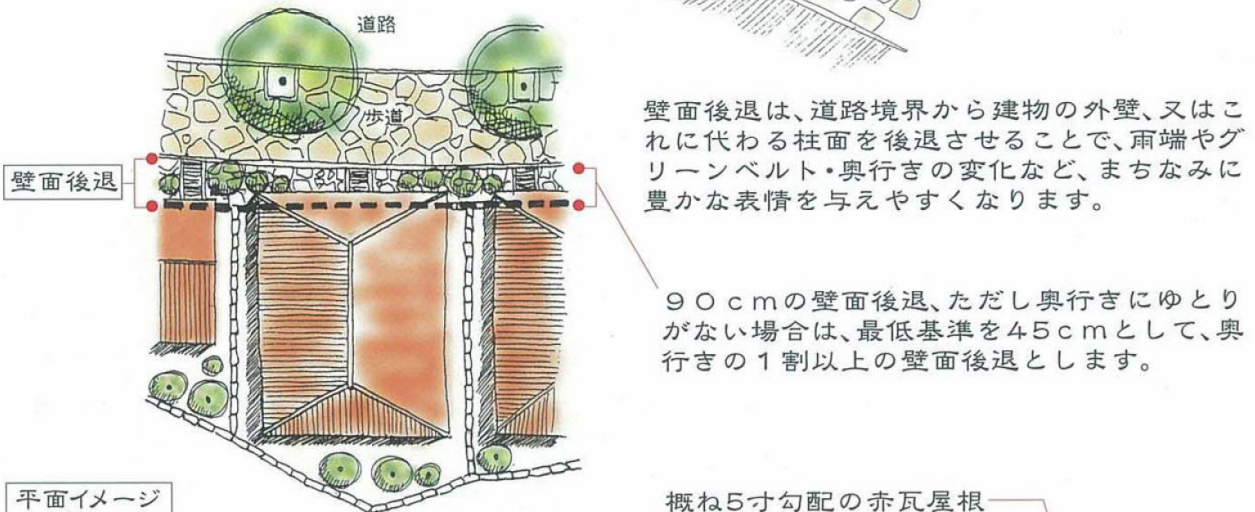
■ 公的空間

道路	電 柱	景観を損なわないよう電柱・電線類は地下埋設とする。
	街 灯	歩道には、高齢者や視覚障害者、生活者の安全面から歴史性に配慮した街灯を設置する。
	歩 車 道 舗 装	歴史性に配慮して、歩道は石畳敷きとし、車道は石粉舗装に近い印象の脱色アスファルト等の硬質舗装とする。
	バ リ ア フ リ ー	バリアフリーに配慮した整備等として歩車道の段差をなくする。
	そ の 他	ミーガー（共同井戸）の保全、修景を図る。 世持橋を再現し歴史的景観に寄与する。 ポケットパークを創出し緑陰、ベンチ等を配する。
緑化	街 路 樹	歴史的風土樹種により緑陰を形成し、花木により賑わいをつくりだす。 ゲート空間やポケットパークにシンボルツリーによる緑化を図る。

※ただし書き等の例外規定の取り扱いについては、地域のまちづくり協議会等の審査を要する。

第VI章 重点地区（都市景観形成地域）のガイドライン

- 目的：①生活に密着した快適な環境を創出する。
 ②城下町に相応しい歴史性を継承する。
 ③首里の観光商業軸を形成する。



- 屋根の高さは、首里城からの眺めを考慮した設定になっています。
- また対面道路から赤瓦が見える設定でもあります。



龍潭通りの街並み

